

議案第 56 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするための部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本市職員の部分休業に係る取扱いについてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 部分休業の承認内容の変更（第 26 条関係）

従来の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認内容を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
30 分を単位として承認する。	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として承認する。

2 新たな形態の部分休業の設定（第 26 条の 2 関係）

新たに 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）を定めることとし、その承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める時間数を承認することができることとする。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

3 部分休業の請求期間等に係る規定の整備（第 26 条の 3 及び第 26 条の 4 関係）

部分休業は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに請求することとするほか、第 2 号部分休業を請求することができる上限時間として条例で定める時間を次のように定めることとする。

区 分	時 間
非常勤職員以外の職員	7 7 時間 3 0 分
非常勤職員	第 2 号部分休業を請求した非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

4 部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情（第 2 6 条の 5 関係）

部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情は、当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とすることとする。

5 部分休業の承認の取消事由の変更（第 2 8 条関係）

部分休業の承認の取消事由を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
4 の特別の事情により、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき。	(1) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。 (2) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 1 0 月 1 日